

「障害者権利条約と障がいのある私たちの暮らし」

講師：藤井克徳氏

NPO法人日本障害者協議会代表／きょうされん専務理事

挨拶：今日は障害者権利条約を私たちの生活にひきつけて考えていきたい。今日ここに来るときと帰るときと気分が変わってほしいと思う。

1. 障害のある人の今に思うことより

- ・やまゆり園事件は日本社会の持っている弱さやひずみが上松被告を後押ししてしまった事件である。ひずみとは、格差社会あるいは競争中心の社会であり、これは社会に突きつけられた問題でもある。
- ・視覚障害者の駅ホーム転落事故や障害に関連した子殺しなど様々な問題があるが、これらに共通しているのは、障害を持っているが故の不利益ということである。障害を持っているが故の不利益を差別と言わずして何というか。当事者が立ち上がり、支援者が応援し、行政関係者も事業関係者も頑張ろう！

2. 障害のある人の支援策の水準をとらえる 4 つのものさしより

- ・4 つのものさしを紹介するが、皆さんそれぞれ自分なりのものさしを持ってほしい。

1) 障害のない市民の暮らしぶりとの比較

旅行に行く回数や洋服を買う回数は同じだろうか？

2) 日本と同等の経済力を持つ国の障害者政策との比較

ヨーロッパでは、20 歳を越えると社会扶養となる。このことで家族との関係も良好になり安心して暮らすことができる。一方日本は、家族形態が壊れているのに家族を探し出し家族に責任を負わせている。

3) 過去の支援策水準との比較

社会的入院の問題がその例。退院後の行き場がない、退院されると病院の経営が立ち行かないなどの問題が重なり社会的入院という言葉が使われるようになった。過去と比べ変化はあったが、その変化が妥当なものか問いたい。

4) 障害当事者のニーズとの比較

4 つのものさしの中で最も大切である。

3. 障害者権利条約で新たな社会を、新たな長野県をより

- 障害者権利条約（権利条約）とは
色々な考え方のエキスを大きな容器に入れて絞り、専門的な要素を加えたものである。
- 三大素晴らしさ
障害者問題に関する初の世界的ルールである。

誰が見ても目標になりうる北極星のようなものである。

社会のあり方を問うているものである。

- 作る過程の素晴らしさ

障害者だけでなく、地球に住む全ての市民のために作られたものであること。

政府同士の話し合いの場に当事者の声を取り入れたこと。

- 内容の素晴らしさ

障害を持った人に特別な権利や与えるとは言っておらず、「他の者との平等を基礎として」を強調し、35 回繰り返している。

- ・前文 (e) の機能障害という言葉

今までは機能障害だけに着目 (医学モデル) していたが、環境を変えること (社会モデル) に着目した。

環境とは政策が主だが、事業所や支援者によっては障害を重く感じさせてしまっている場合もある。

- ・合理的配慮

3 段目：個人に合わせた支援	→合理的配慮
2 段目：障害者に対する共通支援	
1 段目：ユニバーサルデザイン	→誰もが使いやすくなるもの

- ・第八条 1 (b) の戦うという表現

ファイトやバトルではなくコンバットの意味である

- ・第十七条のその心身がそのままの状態尊重される権利を有するという言葉

社会の寸法に無理して合わせずとも、社会の側から障害者に近づくと言っている。

- ・第十九条

(a) グループホームも大型入所施設と比べてよく見えるのであって、本来大人が違った生い立ちや価値観の人と住むというのはおかしいこと。同時に、病院や施設から出ることだけを目的にしてはいけない。

(b) 新しい孤立や隔離があってはいけない

(a) と (b) は一緒に考えなければいけない。

4. ピアサポートネットワーク・ポプラの会のみなさん、参加者への期待より

1) 集まること→困ったことがあったら集まろう

2) つながること

3) 伝える→自分が理解を深めるためにも伝えよう

4) 動くこと→動くことで新しい情報を得たり、人が集まったりする

5) 続けること